



日ごろ、高齢者の見守り及び相談窓口の周知にご協力いただきありがとうございます。  
今号では介護休業・介護休暇について取り上げます。

## 労働者の方へ「介護休業」「介護休暇」を活用しましょう

「介護休業」「介護休暇」は、労働者が要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族の介護や世話をするための制度です。

### 介護休業・介護休暇の条件

|          |                                     |                                                                                                                                    |
|----------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる労働者 | ・対象家族を介護する男女の労働者（日々雇用を除く）           |                                                                                                                                    |
| 対象家族     | ・配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 |                                                                                                                                    |
| 取得できる日数  | 介護休業                                | ・対象家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できます。                                                                                                      |
|          | 介護休暇                                | ・対象家族が1人の場合は年5日まで取得できます。<br>・対象家族が2人以上の場合は年10日まで取得できます。<br>・取得単位は、1日または時間単位です。<br>・労働基準法の年次有給休暇とは別に取得できます。<br>・有給か無給かは、会社の規定によります。 |

パートやアルバイトなどでも要件を満たせば申請が可能です。介護保険制度の介護サービスや育児・介護休業の両立支援制度を組み合わせることで、仕事と介護を両立する助けになります。

詳細は厚生労働省のホームページ（下記）でも確認できます。

厚生労働省「介護休業制度」



菊川市地域包括支援センター  
けやき窓口

住所：半済1865（プラザけやき内）

電話：37-1120

あかつち窓口

住所：赤土1055-1（家庭医療センター内）

電話：73-1818